**ＤＭＯ観光デジタルマーケティング推進業務に係る企画提案募集要項**

この要項は、「ＤＭＯ観光デジタルマーケティング推進業務」を実施するに当たり、企画提案を広く募集し、審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

**１　業務目的**

県内ＤＭＯをモデルケースに、東北観光ＤＭＰ※や各種調査データ等を活用した観光マーケティングデータ分析を行い、withコロナにおける有効な観光戦略の策定、観光戦略に基づいた情報発信戦略の策定、情報発信及びそれらの検証を支援する。

また、全ての県内ＤＭＯ（５団体）へ観光マーケティングデータ分析のノウハウを展開し、全ての県内ＤＭＯが観光マーケティングデータ分析を自ら実施できるよう支援する。

* 東北観光ＤＭＰ

（一社）東北観光推進機構が運営する東北広域で観光マーケティングデータを一元化したプラットフォーム「東北観光ＤＭＰ（データマネジメントプラットフォーム）」であり、ＷＥＢ上で権利者が観光ニーズや動態等を分析するもの。

【機能一覧】

※詳細は別紙「東北観光ＤＭＰ格納データ一覧」、「東北観光ＤＭＰ機能一覧」参照

①　ＷＥＢアクセス分析

東北広域の観光ＷＥＢサイト、東北各県の公式観光ＷＥＢサイトへのアクセスデータを可視化し、ターゲット市場分析、ユーザー分析及びＷＥＢ動線分析等を行うもの。

②　ＳＮＳアクセス分析

東北広域の観光ＳＮＳサイト、東北各県の公式観光ＳＮＳサイトへのアクセスデータを可視化し、フォロワー分析及び投稿へのリアクション分析等を行うもの。

③　広域動態分析

東北域内を訪問した観光客の位置情報データを地図チャートで可視化し、東北域内の滞在傾向分析及び周遊傾向分析を行うもの。

④　消費購買データ分析

クレジットカードの決済データを可視化し、東北域内の消費動向分析を行うもの。

⑤　公的統計分析

観光庁の宿泊旅行統計等の観光統計データを可視化し、旅行動向を分析するもの。

**２　業務概要**

（１）業務名

　ＤＭＯ観光デジタルマーケティング推進業務

（２）業務内容

　業務説明書のとおり

**３　委託期間**

契約締結の日から令和５年３月１７日まで

**４　委託経費の上限額**

１０，５９８，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

**５　参加資格**

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

（１）国内に本店、支店又は営業所等を有する事業者であること。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に規定する者に該当しない者であること。

（３）青森県財務規則（昭和３９年３月青森県規則第１０号）第１２８条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

**６　参加表明**

（１）表明方法

参加を希望する者は、参加表明書（様式１）を作成し、下記の書類を添えて、「14　書類提出先・質問先」へ、郵送又は持参により提出すること。

①　法人等の概要、組織図、役員名簿

②　定款又はこれに代わるもの（規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を定めた書類等）の写し

③　直近の事業報告書及び収支決算（見込）書

（２）提出期限

令和４年７月１９日（火）１７時（必着）

**７　質問及び回答について**

（１）質問方法

質問がある場合には、質問書（様式２）に必要事項を記入し、「14　書類提出先・質問先」へ電子メールにより提出すること。

（２）提出期限

令和４年７月１９日（火）１７時（必着）

（３）質問に対する回答

寄せられた質問及び回答は、全ての分を取りまとめて参加表明書を提出した者全員に令和４年７月２２日（金）までに電子メールにより送付する。（受信後は、必ず受信した旨のメールを送信すること。）

**８　企画提案書等**

（１）提出書類

提出書類は以下のとおりとする。なお、６部（正本１部、副本５部）を提出すること。

①　企画提案書（Ａ４片面印刷。別紙「ＤＭＯ観光デジタルマーケティング推進業務に係る企画提案審査基準（以下「審査基準」という。）」に記載された評価項目順に提案項目を設定し、ページ番号を付したものを作成し提出すること。様式任意。）

②　経費見積書（総額及び内訳を記載すること。総額は消費税込みの額とすること。）

（２）提出期限

令和４年７月２９日（金）１７時（必着）

（３）提出場所及び提出方法

「６　参加表明」に同じ。

**９　辞退**

（１）提出方法

「６ 参加表明」の規定により参加表明をした者において、事情により提案を辞退する場合は、辞退届（様式３）を作成し、「14　書類提出先・質問先」へ、郵送又は持参により提出すること。

（２）その他

辞退届を提出した者は、いかなる理由があっても再び参加表明することはできないこととする。

**10　審査**

（１）審査の方法

審査基準に基づく企画提案審査を行い、最優秀提案者を選定する。

（２）企画提案審査

①　実施日

令和４年８月２日（火）（開始時間は後日連絡する。）

②　実施方法

・「８　企画提案書等」(１)「①　企画提案書」及び「②　経費見積書」の説明並びに審査委員からの質疑応答により行う。追加資料による説明は認めない。

・ＺＯＯＭを利用したオンライン実施とする。必要な情報（ミーティングルームの情報等）については後日連絡する。また、事前に接続テストを実施する可能性がある。

（３）審査結果の通知

審査結果は、全ての提案者に令和４年８月９日（火）までに、文書（電子メール）により通知する。なお、審査結果についての異議申立ては受け付けない。

**11　契約手続**

（１）企画提案書が選定されたものは、業務受託予定者とし、随意契約の見積徴取の相手方とする。

（２）選定された企画提案書を参考に、委託内容や金額の協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。

（３）委託業務の実施に関して、業務受託予定者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、委託者と業務受託予定者で協議のうえ決定する。

**12　その他の留意事項**

（１）企画提案に要する経費は、全て提案者の負担とする。

（２）使用言語は日本語とする。

（３）使用通貨は円とする。

（４）提出された企画提案書等は返却しない。

（５）委託業務の実施に当たっては、委託契約書及び業務説明書に従うとともに、関係法令を遵守すること。

（６）委託業務を履行するに当たり、個人情報を取り扱う場合には、青森県個人情報保護条例（平成１０年１２月２４日青森県条例第５７号）を遵守し、適切に管理すること。

　（７）その他、契約書及び業務説明書に定めのない事項や細部の業務内容については、別途協議して定める。

**13　スケジュール**

　　令和４年７月１９日（火）１７時　参加表明書等提出期限、質問書提出期限

　　　　　　　　２２日（金）まで　　質問書回答送付

　　　　　　　　２９日（金）１７時　企画提案書等提出期限

　　　　　　８月　２日（火）　　　　企画提案公募審査会

　　　　　　８月　９日（火）まで　　審査結果通知

**14　書類提出先・質問先**

青森県観光国際戦略局観光企画課　企画戦略グループ

〒０３０－８５７０　青森県青森市長島１－１－１　青森県庁舎　西棟４階

電話　０１７－７３４－９３８５

FAX　 ０１７－７３４－８１２１

電子メール　kanko@pref.aomori.lg.jp

（様式１）

令和　年　　　月　　　日

青森県知事　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

参加表明書

ＤＭＯ観光デジタルマーケティング推進業務に係る企画提案公募に参加したいので、下記のとおり申し込みます。

|  |  |
| --- | --- |
| 商号又は名称 |  |
| 設立年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 本社所在地 | 〒 |
| 資本金 | 千円 |
| 売上高 | 千円 |
| 従業員数 | 人 |
| 営業拠点 |  |
| 連絡先 | 担当者　部署・氏名  電話番号  FAX番号  電子メール |
| ウェブサイト | http:// |
| 主な事業内容 |  |

添付書類

１　法人等の概要、組織図、役員名簿

２　定款又はこれに代わるもの（規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を定めた書類等）の写し

３　直近の事業報告書及び収支決算（見込）書

（様式２）

令和　年　　　月　　　日

青森県知事　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

質問書

ＤＭＯ観光デジタルマーケティング推進業務に係る企画提案公募について、次の項目を質問します。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 質問事項 |
| １ |  |
| ２ |  |
| ３ |  |
| ４ |  |
| ５ |  |

（様式３）

令和　年　　　月　　　日

青森県知事　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

辞退届

令和　年　　月　　日付けでＤＭＯ観光デジタルマーケティング推進業務に係る企画提案への参加表明書を提出しましたが、辞退します。

|  |
| --- |
| 辞退理由 |
|  |